

# 事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1  
千葉中央社会保険労務士法人  
☎ 043-307-9231

## 社会保険年間算定(定時決定・月変)



繁忙期に残業が集中してしまった際の定時決定と随時改定について確認しましょう！

### ◆年間平均による保険者算定とは？

業務の性質上、繁忙期に残業が集中するなど、通常の随時改定では著しく不当になり、業務の性質上例年見込まれる場合に申し立てにより保険者算定することが出来ます。

### ◆定時決定

4月～6月の報酬から算出した標準報酬月額と、前年7月～当年6月の報酬の月平均額によって算出した標準報酬月額に2等級以上の差がある場合。

#### 【4.5.6月の平均】

例： $(250,000+250,000+255,000) \div 3 = 251,666$  標準報酬月額 260,000

#### 【前年7月～当年6月の平均】

例： $261,000 \div 12 = 217,500$

#### 2等級以上の差

◎標準報酬月額 220,000



### ◆随時改定

- 改定前の標準報酬月額と、通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差があること。
- 年間平均した非固定的賃金と昇(降)給後3ヶ月間の固定的賃金の平均の合計が、通常の随時改定による報酬月額と2等級以上の差があること。
- 現在の標準報酬月額と、年間平均した場合の報酬月額との差が1等級以上あること。



定時決定と随時改定では  
計算方法が異なります

【改定前】 240,000

①<2等級以上の差>



【通常の随時改定】 320,000

③<1等級以上の差>

②<2等級以上の差>



◎【年間平均】 280,000

### ◆POINT

- 業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合に申し立てることが出来ます。
- 入社1年未満の社員でも申し立てることが出来ます。
- 申し立てをすることで、保険料を抑えることが出来ますが、標準報酬月額をもとに算出する将来の年金額や傷病手当金・出産手当金への影響が出るため、必ず本人の同意が必要です。

